

1月の相談窓口－お気軽に相談ください－ 相談は全て無料です

相談	日時		相談場所
人権相談	人権擁護委員が、皆さまの人権に関する相談をお受けします。直接、相談場所へお越しください。		問=住民人権課 (☎ 739-3402)
	13日(火)	午後1時30分～3時30分	吉川支所
消費生活相談	消費生活相談員が、消費生活トラブルにかかる相談をお受けします。電話または相談場所へお越しください。		問=住民人権課 (☎ 739-3402)
	毎週月・火・木曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	役場本庁
生活人権相談	人権に関する問題や、配偶者や恋人からの暴力、生活に関する悩みごとなどの相談をお受けします。		問=ふれあい文化センター (☎ 739-0370)
	毎週金曜日	午前9時～午後5時 (※施設休館時は休止)	ふれあい文化センター
ひとり親家庭などの相談 (要申込み)	就労支援、子育て支援、養育費、離婚前などの相談を、大阪府母子自立支援員がお受けします。電話相談は随時お受けします。		申=箕面子ども家庭センター生活福祉課 (☎ 737-6878) 問=福祉相談支援室 (☎ 738-7770)
障害者(福祉サービス)相談 (要申込み)	申=福祉相談くすのき (☎ 752-1831)	問=福祉相談支援室 (☎ 738-7770)	7日(水)
	午後1時～4時	保健福祉センター	
認知症・介護相談	物忘れ、受診しにくい、受診したがこれからどうしたらいいか迷っているなど、認知症について、本人や家族からの相談をお受けします。		問=地域包括支援センター (☎ 733-2800)
	毎月第1火曜日(要予約)	午後2時～4時(1人30分程度)	地域包括支援センター
行政相談 (要申込み)	国の行政全般について行政相談員が相談や意見・要望を受け付け、公正・中立な立場から関係行政機関に必要なあっせんを行います。		問・申=広報職員課 (☎ 739-3413)
	相談日 21日(水)	申込み締切日 16日(金)	午前10時～正午
			役場本庁
法律相談 (要申込み)	多重債務、訪問販売などの消費者被害、離婚やDVなどの夫婦関係、児童虐待、遺産相続などの法律的な事柄について、大阪弁護士会所属弁護士が相談をお受けします。		問・申=広報職員課 (☎ 739-3413)
	相談日 13日(火) 27日(火)	申込み締切日 9日(金) 23日(金)	午後1時～4時 (1人30分)
			吉川支所 または電話相談
障害者雇用相談	就労支援コーディネーターが、就労支援相談をお受けします。		申=豊能北障害者就業・生活支援センター (☎ 723-3818) 問=農林商工課 (☎ 739-3424)
	今月の相談日はありません。		
教育相談	学習や進路・学校生活の悩み、進学資金など、教育全般についての相談を、教育専門主事がお受けします。電話相談も受け付けています。		問=西公民館 教育相談室 (☎ 738-5399) または義務教育課 (☎ 739-3427)
	毎週火・水・金曜日	午前9時～正午	西公民館(教育相談室)、または教育相談窓口(豊能町役場1階)
	第2土曜日	午後1時～5時	西公民館(教育相談室)
	第4土曜日		中央公民館(教育相談室)
児童家庭相談	・養護や育成に関することについて ・児童虐待に関することについて (電話相談も受け付けています。)		問=こども育成課 (☎ 739-3432) 問=福祉課 (☎ 739-3420)
	'ここそら'：子育てなどの相談を臨床心理士がお受けします。		
	21日(水)	午前10時～午後4時	保健福祉センター
お困りごと相談	身近なことで相談したいときは、担当の民生委員・児童委員をご紹介します。		問=福祉課 (☎ 739-3420)



人の動き

R7.11月末日	人口	男	女	世帯数
前月比	17,498人	8,329人	9,169人	8,575世帯
	-32人	-12人	-20人	-15世帯
人口前月比の内訳	転入等	転出等	出生	死亡
	27人	39人	3人	23人